

／知って得する！／ 対策補助制度

平成 31 年 4 月 1 日現在の補助制度です。
補助制度の内容は変更することがありますので、
詳細は各担当課へお問い合わせください。
特集に関する問合せ：危機管理課 ☎ 983・2751

キケンを取り除く

③ブロック塀等耐震改修促進事業

地震で倒壊の危険性があるブロック塀などを撤去または改善する費用の一部を補助します。

■対象経費※カッコ内は 1 敷地の補助限度額

- (1)撤去 撤去費用と撤去するブロック塀の延長に 1 m 当たり 9,000 円をかけた額を比較して少ない額 (18 万円)
- (2)改善 改善費用と改善するブロック塀の延長に 1 m 当たり 38,400 円をかけた額を比較して少ない額 (25 万円)

■補助率 1/2 以内

④がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊（土石流・地すべりを含む）などにより生命に危険をおよぼすおそれのある区域で、危険住宅の移転に伴い建物を除却する場合、経費の一部を補助します。

■対象経費 危険住宅の除却などに要する経費

■補助限度額 1 戸当たり 80 万 2 千円

何はともあれまず診断！

①②の対象は

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅

①わが家の専門家診断事業

無料で専門家を派遣し、耐震診断などを行います。電話・窓口・電子申請での受付が可能です。

②既存建築物耐震診断事業

すべての建築物の「耐震精密診断（木造住宅は補強計画の作成を含む）」を建築士などの専門家に依頼する場合に要する経費の一部を補助します。

■対象経費 耐震診断などに要する経費と市の基準額を比較して少ない額

■補助率 2/3 以内（木造住宅においては補助対象経費内）

■補助限度額 200 万円 / 棟
（木造住宅は 154,000 円 / 棟）

災害時の電気・停電に関するお知らせ

感震ブレーカー設置に補助金を交付

東日本大震災における本震による火災のうち過半数が電気を原因とする火災でした。感震ブレーカーは一定以上の揺れを感知して自動で電気を止めるため、電気火災の防止に有効です。

☎ 危機管理課 ☎ 983・2751



(1)補助対象者

- ・自ら所有、または居住する市内住宅に設置する人（賃貸住宅の場合、当該住宅の居住者）
- ・市内に新築する一戸建ての住宅に設置する者

(2)補助対象

購入および設置工事に要する経費

(3)補助額

(2)の 2/3 以内で千円未満を切り捨てた額（上限：2 万 5 千円）
新築の場合 1 万円

(4)補助回数

1 人につき 1 回限り

(5)申請期間

5 月 7 日(火)～ 1 月 31 日(金)の平日

問合せ先一覧

- ①～⑨ 建築住宅課 ☎ 983・2644
- ⑩ 水と緑の課 ☎ 983・2643
- ⑪ 危機管理課 ☎ 983・2751

三島市 地震

身を守るための防災措置

⑧しずおか住宅ローン優遇制度

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果1.0未満の住宅を建て替える場合など、低利融資制度を利用できます。詳細は取り扱い金融機関またはしずおか住宅ローン優遇制度のホームページへ。



⑨耐震シェルター整備事業

地震時の住宅倒壊などによる人的被害軽減のため、居住する木造住宅に耐震シェルターを設置する場合、その費用の一部を助成します。

- 補助対象 高齢者などが居住する住宅の1階部分に新たに設置する人
- 対象建物 お問い合わせください
- 対象経費 設置に要する経費
- 補助額 対象経費の1/2以内
上限12万5千円

⑩生け垣づくり用苗木の配布

地震時に倒壊の危険がなく、街に彩りと潤いを与え、空気をきれいにするほか、騒音も緩和。13種類を条件付きで無償配布をしています。

- 申請期間 各配布月の前月末まで
- 配布時期 6月・10月・3月

⑪あなたに代わって家具を固定します

たんすなどの家具を固定する器具の取り付けが自力では困難な高齢者や障がい者世帯を対象に家具転倒防止事業を実施しています。

- ※固定器具の代金は申請者の負担
- ※5品までの取付費用を市が負担
6品目以降は申請者負担

古い木造住宅への対処

⑤～⑦の対象は

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

⑤木造住宅補強計画策定事業

高齢者等世帯を対象に無料で専門家を派遣し、耐震診断および補強計画の策定を行います。

⑥木造住宅耐震補強助成事業

耐震診断の耐震評点が1.0未満の建物を補強計画に基づき0.3以上向上させ、1.0以上に補強する建物工事に要する経費の一部を補助。

- 対象経費 耐震補強工事に係る経費
- 補助限度額 50万円(高齢者等世帯は70万円)
※耐震補強のPR協力の場合は30万円上乗せ

⑦木造住宅耐震補強助成事業(除却)

- 対象建物 耐震性が著しく劣る建物
- 対象経費 除却工事に係る経費(一部)
- 補助限度額 30万円(補助率23%以内)

東京電力パワーグリッドからのお知らせ

災害や設備事故などによる停電の際、東京電力パワーグリッドのホームページ、TEPCO公式スマートフォンアプリ「TEPCO速報」、コミュニティFMなどで停電地域や復旧時間の見込みなどをお知らせしております。また、切れて垂れ下がっている電線には絶対に触らないください。その他の注意点は、ホームページをご覧ください。

〒東京電力パワーグリッド(株)

- ☎ 915・5866(本記事について)
- ☎ 0120・995・007(停電時)
- ☎ 03・6375・9803(停電時・有料)

